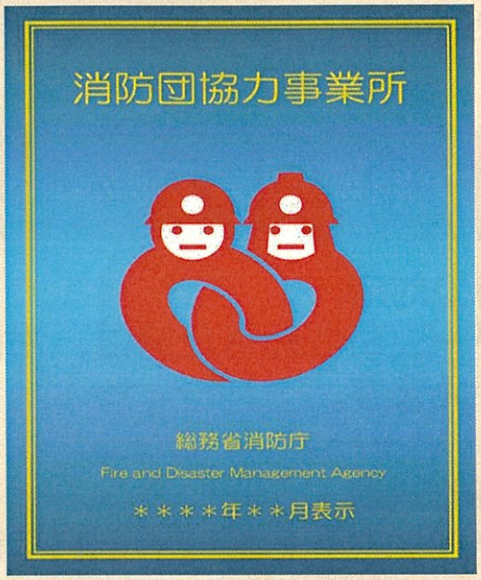
# ～知っていますか？～
# 消防団協力事業所表示制度

「消防団協力事業所表示制度」とは、消防団への活動に御協力くださる事業所に対し、社会貢献の証として市町村（消防庁）が表示証を交付する制度です。

## 消防団協力事業所表示証




市町村が交付する表示証
（シルバーマーク）




総務省消防庁が交付する表示証
（ゴールドマーク）

## 市町村から表示証が交付される条件（※）

○従業員が消防団員として一定数以上入団している
○従業員の消防団活動へ積極的な配慮をしている
**○災害時等に事業所の資機材を消防団へ提供するなど協力をしている**
○従業員による機能別消防分団等を設置している
**○その他、消防団活動に協力していると市町村長が認めた場合**　等

※上記の**いずれかに該当する**必要があります。
詳しい認定基準については最寄りの市町村消防団窓口へお問い合わせください（認定基準は市町村によって異なる場合があります）。

## 消防団協力事業所に対する優遇措置

①融資時の信用保証料率優遇
⇒中小企業に対し、「ふくしま産業育成資金」に係る信用保証率を通常の保証料率から0.1%優遇します。
②入札に関する優遇（※）
⇒公共事業に係る入札（入札参加資格方式、総合落札方式）において、審査に有利な加点が与えられます。
※市町村ごとに実施しています。実施の有無及び形態については、最寄りの市町村消防団窓口へ確認願います。
③広告
⇒県や市町村のHP等で事業所名を公表します。

## 従業員が消防団員であるメリット

①火災時の対応
⇒万が一火事が起きた時は、冷静に避難誘導や初期消火、１１９番通報を行えます。

②急病時の対応
⇒誰かがケガをした時や倒れた時も応急手当・AEDの知識があるので安心です。




③防火防災力向上
⇒社内の火災予防意識・防災意識が高まり、災害に関するリスク管理が充実します。



消防団員である従業員を通じ、異業種どうしの交流も生まれるかも・・・



**福島県内消防団協力事業所一覧**
詳しくはこちらをご覧ください

問い合わせ先
福島県危機管理部消防保安課（TEL：024-521-7190）